

令和5年12月20日  
研究推進機構

## 福島大学研究データ管理・公開ポリシー

### (趣旨)

福島大学(以下「本学」という。)は、自発性と自律性に基づく多様な研究を尊重し、世界の平和と豊かさに貢献する視野を持って研究を推進することを研究理念として掲げている。このため、研究活動によって得られた研究データの適切な管理・公開および利活用を促進するとともに、研究の健全性と公正性を確保し、さらなる学問研究の発展と社会への還元を進めることを目的に、研究データ管理・公開ポリシーを以下のとおり定める。

### (研究データの定義)

本ポリシーが対象とする「研究データ」とは、本学の研究活動を通じて収集または生成されたデータのことをいい、デジタル・非デジタルを問わない。

### (研究者の定義)

本ポリシーが対象とする「研究者」とは、本学の研究活動に従事する役員、教職員、学生等をいう。

### (研究データの管理)

本学は、原則として、研究データを収集または生成した研究者がその研究データの管理を行う権利と責務を有していることを認める。

研究者は、研究データの価値を守るため、それぞれの研究分野の特質を踏まえ、その法的および倫理的要件に従って研究データ管理を実施する。

### (研究データの公開)

本学および研究者は、それぞれの研究分野の特質を踏まえ、その法的および倫理的要件に従って、可能な限り社会に研究データを公開し、その利活用を促進する。

### (研究データ管理環境の整備)

本学は、研究データの管理、公開および利活用を支援する環境の整備を推進する。

### (その他)

本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。